

報告第1号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月30日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

委任専決第1号

損害賠償額の決定及び和解について

（理由）

令和6年7月1日、市営湊団地での現場作業時に、当該住宅敷地内にて発生した物損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和6年8月2日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

令和6年7月1日

2 事故発生場所

南あわじ市湊1093番地28 市営湊団地 敷地内

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

市営湊団地敷地内にて車両を後退させていたところ、車両後部が入居者所有のパラボラアンテナに接触し破損させた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	パラボラアンテナ	22,000円